

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第19号

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第68条を次のように改める。

（公金の収納の委託）

第68条 法第243条の2の5第1項に規定する同項各号のいずれにも該当するものとして市長が定める歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第173条の2第1項各号に掲げる歳入
- (2) 市税（その延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (3) 分担金及び負担金
- (4) 不動産売払収入
- (5) 過料その他の諸収入のうち、市長が別に定めるもの
- (6) 国民健康保険料
- (7) 介護保険料
- (8) 後期高齢者医療保険料
- (9) 生活保護に係る返還金及び徴収金
- (10) 保育料
- (11) 保証金その他の歳入歳出外現金のうち、市長が別に定めるもの
- (12) 第2号、第3号及び第5号から第10号までに掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号（負担金に限る。）、第4号及び第5号に掲げる歳入に係る遅延損害金

2 法第243条の2の5第2項に規定する市長が定める方法は、納付書その他の歳入等の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づく方法とする。

第69条中「前条の規定により歳入の収納の」を「法第243条の2第1項の規定により歳入等の収納に関する」に改め、同条第6号中「以下」を「第71条において」に改める。

第70条を次のように改める。

第70条 削除

第71条の2の見出し中「受託者の」を「指定公金事務取扱者の徴収後又は」に改め、同条中「受託者は、その収納金を、その内訳」を「法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者は、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、その内容」に、「添え」を「添えて、」に改める。

第71条の3中「、第46条」を削り、「歳入の収納の事務を私人に」を「歳入等の収納に関する事務を」に改める。

第108条中「政令第165条の3第1項の規定により私人に支出の」を「法第243条の2第1項の規定により歳出の支出に関する」に改める。

第109条第1項中「前条の規定により支出の」を「法第243条の2第1項の規定により歳出の支出に関する」に改める。

第151条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第152条第2項中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改め、同条第3項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。